

特殊詐欺の未然防止に対する謝礼制度開始

高知県警察では、特殊詐欺の未然防止の気運を高めるため、特殊詐欺被害を直前で防止してくれた方に対して、謝礼品を差しあげる制度を開始しました。
(※令和4年4月1日から運用開始)

授与対象者

特殊詐欺の犯人にだまされている可能性が高い方に対し、適切な声かけや説得等により、特殊詐欺被害を直前で防止した方。

人数制限はありませんが、未然防止に直接、具体的な功労が認められる方に限られます。

【例】

- ※ コンビニエンスストア店員が、電子マネーの販売やマルチメディア端末の収納代行受付時に防止した場合
- ※ 宅配会社従業員が、宅配便の荷受け時に防止した場合
- ※ タクシー運転手が、金融機関等に向かう車内で、乗客の行動から被害に気付き防止した場合

対象外

- 一般的に当然未然防止の行動を取ると考えられる場合

【例】

- ※ 公務員が、公務中に行った場合
- ※ 金融機関の職員が、業務として行った場合
- ※ 親族の間で行った場合

- 制度適用を遠慮される場合
- その他の状況等から、被害直前での未然防止と認められない場合

謝礼品

対象者1名につき、
2千円分のクオ・カード1枚

審査がありますので、最寄りの警察署の生活安全課（刑事生活安全課）にご相談ください



担当：高知県警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全対策係（088-826-0110（代））